

別添 記入例

提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄	申請区分	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	根拠法令等	制度の所管・関係府省	提案分野	提案主体名	提案主体 分類コード	都道府県	都道府県コード	提案者連絡先 ※非公表情報				提案主体名の 公表の可否	提案主体名の 「非公表希望」の 場合の理由	その他 (特記事項)	
													市区町村	町名・番地	担当者連絡先 (担当者名)	担当者連絡先 (電話番号)				担当者連絡先 (FAX番号)
	B 特定政策課題関係特区提案(平成24年度特定地域再生事業費補助金等の申請を予定)	仮ナンバー取り付け要件の緩和	現行法で規定されている仮ナンバーについて、一定の要件を満たしている場合には、ビニール製のもの等の簡易なもので代用可能とする。	<p>輸入自動車の輸送コストの削減を図ること等により、国際的に通用する港の構築を目指す。</p> <p>具体的には、自動車専用船から自動車を陸揚げし、公道を通過し自社の整備工場に回送する場合に、現行法で必要な仮ナンバーについて、大量かつ定型的であり、地域と事業者が限定されていることから、仮ナンバーを廃止するか若しくは簡素化する。簡素化する場合にあつては、現行の車体への取り付け式から、ビニール製のものを貼付するなど簡易なものとする。それにより、取り付け時間の短縮が図れコストの削減につながる。</p> <p>提案理由： D港では、自動車の陸揚げ数が膨大な数に上り、現行法では仮ナンバーが必要なため、その取り付けにかかるコストも甚大なものがある。また、現行の仮ナンバーは車体へ取り付けなければならないため、販売前の車両に傷がつくおそれもある。そこで、本特例措置により、膨大な数の車両へのナンバー取り付けにかかる時間については、月間で約700時間の大幅な短縮が見込め、コスト削減につながる。また、車両へ傷がつく懸念も解消される。</p> <p>代替措置： 対象となる企業が限定され、かつ走行範囲も限られていることから、道路運送車両法に基づく正式の仮ナンバーでなくとも簡易な方法を講ずることは可能である。たとえば、ビニール製のものなど、簡易なものを掲示することにより、正式な仮ナンバーと同等の安全確保が図れると考える。</p>	道路運送車両法第34条、第35条	国土交通省	03 産業活性化関連	B株式会社	民間企業	A県	** A県	C市	〇〇〇1-1-1	特区 太郎	**-****-**** (内線 **)	***-****-****	***@****.***	公表		<p>添付資料：コスト削減効果の算定根拠</p> <p>特定政策課題の解決を図る上で重要な役割を果たすことを説明する書面</p> <p>関係者による協議・合意を説明する書面</p> <p>※再提案</p>
	通常の規制の特例措置の提案については、「A 通常の特例提案」を選択してください。	特定の政策課題の解決に資する規制の特例措置の提案については、「B 特定政策課題関係特区提案(平成24年度特定地域再生事業費補助金等の申請を予定)」又は、「C 特定政策課題関係特区提案(平成25年度特定地域再生事業費補助金等の申請を予定)」のいずれかを選択してください。	※ブルダウニングから選択して下さい。	<p>以下の点に留意して、提案する措置を活用して実施しようとする事業の概要と提案理由を700字以内で記入して下さい。(700字を超える場合は、別紙に記入の上、添付し、「その他(特記事項)」欄に「別紙 事業内容書あり」等と記入して下さい。また、本欄には700字以内で全体概要を記入して下さい。)</p> <p>①どのような経済的社会的効果を想定しているのか、可能な限り定量的に示すこと。</p> <p>②事業の区域として想定している地域の特性を明確にすること。</p> <p>③現状の規制の問題点、規制の特例を創設しなければ事業の実施ができないとする根拠(必要性)を明確にすること。</p> <p>④これまでに事業の実施を断念した事例があるなど、提案に至った経緯を明確にすること。</p> <p>⑤既に認められている規制の特例事項等の拡充については、現行の特例や支援措置等では不十分であるとする理由を明確にすること。</p> <p>⑥これまで提案が認められなかった事項については、関係府省の懸念に対する具体的な解決方法や具体的な効果等を明確にすること。</p> <p>⑦特例の適用に当たって、何らかの弊害が発生する可能性がある場合は、弊害発生防止の措置(代替措置)の内容、責任主体等を明確にすること。</p>	<p>複数の規制に対し特例措置を設け、それらを組み合わせて実現したい場合には、該当の項目に同じプロジェクト名を記入して下さい。</p> <p>規制の根拠、改正すべきであると考えられる法令等の名称及び該当条項等を記入して下さい。</p> <p>該当法令等の法律、政令、省令、告示、通達の別が分かるようにして下さい。</p>	<p>対象根拠法令等を所管する府省名を記入して下さい。</p>	<p>提案の分野について、該当するコードを選択して下さい。</p> <p>※ブルダウニングから選択して下さい。</p>	<p>提案主体名を記入して下さい。</p> <p>複数の主体による共同提案である場合は、当該複数主体を全て「(読点)」で区切り、併記して下さい。</p> <p>個人での提案の場合は、「個人」と記入して下さい。</p>	<p>提案主体の分類について、該当するコードを選択して下さい。</p> <p>※ブルダウニングから選択して下さい。</p>	<p>提案主体の所在する都道府県について、記入して下さい。複数の都道府県にまたがる場合は、全ての都道府県名を記入して下さい。</p> <p>複数の都道府県にまたがる場合は、「50 その他」を選択して下さい。</p>	<p>住所地の市区町村名を記入して下さい。</p>	<p>住所地の市区町村名を記入して下さい。</p>	<p>担当者名を記入して下さい。</p>	<p>担当者の電話番号を半角数字で記入して下さい。</p>	<p>担当者のFAX番号を半角数字で記入して下さい。(ハイパーリンクは設定しないで下さい。)</p>	<p>担当者のe-mailアドレスを半角英数字で記入して下さい。(ハイパーリンクは設定しないで下さい。)</p>	<p>「公表」又は「非公表希望」の別を選択して下さい。</p> <p>※ブルダウニングから選択して下さい。</p> <p>なお、提案書の「要望事項」～「都道府県コード」の内容は、公表が前提です。これを非公表とする提案については、原則として検討の対象とすることができませんので、予めご了承ください。</p> <p>(個人による提案の場合は、公表の可否にかかわらず、提案主体名は「個人」として公表されません。)</p>	<p>提案主体名の「非公表希望」を選択した場合は、その理由を具体的に記入して下さい。</p> <p>やむを得ない理由がある場合は、「非公表」とすることができません。</p> <p>(「公表」の場合は、記入する必要はありません。)</p> <p>特定政策課題の解決に係る提案の場合は、①特定政策課題の解決を図る上で重要な役割を果たすことを説明する書面、②関係者による協議・合意を説明する書面を添付して下さい。</p> <p>再提案としてご提案いただく場合には、この欄に「※再提案」と記入して下さい。</p>	<p>事業の実施内容、提案理由を補強する資料(新聞記事、研究会報告書等)がある場合は、添付資料として提出して下さい。その際、本欄において、添付資料の項目を列挙して下さい。</p> <p>特定政策課題の解決に係る提案の場合は、①特定政策課題の解決を図る上で重要な役割を果たすことを説明する書面、②関係者による協議・合意を説明する書面を添付して下さい。</p>	

これまで提案が認められなかった事項については、関係府省の懸念に対する具体的な解決方法や、具体的な経済的・社会的効果等を明確にすることがポイントです。

単独でも、複数でも提案は可能です。また、提案の提出に当たって、地方公共団体等への照会は不要です。

1つの規制のみが障害となっている場合については記載不要です。

提案書は公表が前提です。本欄は、提案主体名の「公表」、「非公表希望」の別を選択してください。個人による提案の場合は、「公表」の場合でも、「提案主体名」欄については、「個人」と公表されるのみで、氏名は公表されません。

【記入にあたっての留意事項】

- ※ セルの結合等書式の変更はしないようお願いします。
- ※ 過去の募集において提出された提案について、再度提案を行う際には、実現可能性を高めるためにも、これまでの関係府省からの回答を踏まえた内容の提案をお寄せ下さい。
- ※ 関係府省等への苦情や、単に税・財政上の支援措置を求めるものは、募集の対象となりません。該当するものが提出された場合には、受付をお断りさせていただくこともあります。